

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 3月 5日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月 5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：31件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	硫酸第一鉄注入装置の攪拌機において、電源ケーブル用電線管に腐食が認められたため、当該電線管を交換	D	
2	1号機	起動変圧器保護装置制御盤において、外装に腐食が認められたため、当該制御盤を補修塗装	D	
3	1号機	高圧注水系タービン前部軸振動計用フレキシブル電線管に損傷が認められたため、当該電線管を交換	D	
4	1号機	主タービン伸び差計ケーブルコネクタの解線時、ケーブル被覆の劣化による芯線の露出が認められたため、当該ケーブル一式を交換	D	
5	1号機	ドライウェル4階での弁点検時、原子炉圧力容器と生体遮へい壁間の隙間に懐中電灯（LEDライト）を落としたことが認められたため、対応検討	C	
6	1号機	定期事業者検査成績書の確認において、「監視機能健全性確認検査（環1）」等の特記事項欄へ「なし」の未記入が認められたため、対応検討	D	
7	2号機	中央制御室設置の主機操作員用電話機において、「復旧」ボタンの動作不良が認められたため、当該電話を点検・修理	D	
8	2号機	中央制御室設置の冷却水ポンプ軸受温度記録計において、補助海水ポンプ出口温度に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該温度記録計を点検・修理	D	
9	3号機	定期事業者検査成績書の確認において、「電動機検査（その24）」の特記事項欄へ「なし」の未記入が認められたため、対応検討	D	
10	4号機	制御棒駆動機構昇温装置制御盤内の漏電しゃ断器動作試験時、昇温ヒータ（No. 1）用漏電しゃ断器に動作不良が認められたため、当該しゃ断器を修理	D	
11	4号機	高圧復水ポンプ（A）吐出弁の点検時、弁棒及びストッパーの接続ネジ部にネジ山の摩耗が認められたため、当該ネジ部を交換	D	
12	4号機	定期事業者検査成績書の確認において、「監視機能健全性確認検査（その2）」の特記事項欄へ「なし」の未記入が認められたため、対応検討	D	
13	4号機	残留熱除去海水系（A・C）海水流量計元弁の操作時、弁棒が折損したため、当該弁棒を点検・修理	D	
14	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）封水温度計他（4台）の点検時、計器電源スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）封水温度計の点検時、計器電源スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
16	4号機	残留熱除去海水ポンプ（C）吐出圧力計元弁の操作時、弁棒が折損したため、当該弁棒を点検・修理	D	
17	4号機	気体廃棄物処理系排ガス再循環弁のリミット調整時、弁棒に曲がり認められたため、当該弁棒を交換	D	
18	5号機	使用済燃料送容器の使用済燃料プールへの移送準備作業時、親網を取り外さずに燃料取替機を移動させたため、プール南側の手摺りを変形させたため、対応検討	D	
19	5号機	補助海水ポンプ（B）モータ冷却水流量計において、指示不良（スティック）が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
20	5号機	重油移送ポンプ吐出ストレーナ入口圧力計等（7台）において、指示不良（ダウンスケール等）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
21	5号機	480Vパワーセンタ（5A-11B）において、接触不良による開閉表示ランプ（赤）不点灯が認められたため、当該制御回路を点検・修理	D	
22	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（C）の点検時、ファンシャフト（A）のVプーリー取付部とシャフトの嵌合値に許容値外れが認められたため、当該プーリーを交換	D	
23	6号機	復水脱塩装置超音波樹脂洗浄装置付属配管において、塗装の一部剥離による配管番号の識別困難が認められたため、当該識別塗装を補修	D	
24	6号機	復水脱塩装置超音波樹脂洗浄装置のドレンポンプ（A）入口弁において、フレキシブル電線線管の接続部に不良（テープによる仮固定処理）が認められたため、当該電線管接続部を点検・修理	D	
25	6号機	復水脱塩装置硫酸希釈水弁用駆動部端子箱において、ナット（1個）の外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
26	6号機	発電機水素ガス冷却系の弁駆動用窒素供給配管において、圧力計元弁の取り出し配管に変形が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
27	集中環境施設	軽油移送ポンプ（A・B）において、基礎架台アンカーボルトに腐食が認められたため、当該ボルトを点検・修理	D	
28	集中環境施設	高温焼却炉燃料タンク重油受入ベント配管において、腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
29	集中環境施設	軽油供給系軽油タンクにおいて、取り出し配管（4箇所）に錆の発生及びタンク基礎部防食処理部に膨れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
30	集中環境施設	重油供給系重油タンクにおいて、北側表面及び上部配管に錆の発生及び塗装の劣化（割れ）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
31	その他	水処理設備硫酸貯槽において、液面計に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該液面計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで